二　令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの（令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く。）

三　令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

四　国土交通大臣が定める自動車

20～40　（略）

41　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第十二号）による改正前の細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則第100号第３改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（略）

42　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条及び第九十九条の規定中「協定規則第153号」とあるのは「協定規則第153号補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

43　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第十二号）による改正前の細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則第100号第３改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

44　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項中「協定規則第10号」とあるのは、「協定規則第10号第６改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二　令和四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの

（新設）

三　国土交通大臣が定める自動車

20～40　（略）

41　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第十二号）による改正前の細目告示第二十一条第五項、第九十九条第七項及び第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則第100号第３改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

42　（略）

（新設）

（新設）